

改正後

改正前

(貸付けの決定)

第九条 略

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第三号様式)を申請者に交付するとともに、その旨を貸付申請書の経由に係る漁業協同組合、第十七条の規定により事務の委託を受けた**東日本信用漁業協同組合連合会**(以下「事務委託機関」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(別記第四号様式)により通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも同様とする。

(事業実施報告書等)

第十二条 略

2 略  
3 前項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を**明記するものとする。**  
4 第二項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、次の表の貸付金の種類の欄に掲げる貸付金の借受者で、同表の貸付条件の欄に掲げる貸付条件を付されているものは、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の証明書等の欄に掲げる証明書等の写し又は検査官等の合格を証する成績表の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

貸付金の種類	貸付条件	区分	証明書等
船舶作業省 力化機器等 設置資金 補機関等駆 動機器等設 置資金 燃料油消費 節減機器等	略 機器等が船舶安全法 <b>第六条</b> <b>の五</b> 第一項の型式承認を受 け、同項の検定に合格したも のであること。	機器等が 型式承認を 第九條第四項 受け、検定に 合格したも のである場 合	船舶安全法 第九條第四項 の検定合格証 明書

(貸付けの決定)

第九条 略

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第三号様式)を申請者に交付するとともに、その旨を貸付申請書の経由に係る漁業協同組合、第十七条の規定により事務の委託を受けた**千葉県信用漁業協同組合連合会**(以下「事務委託機関」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(別記第四号様式)により通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも同様とする。

(事業実施報告書等)

第十二条 略

2 略  
3 前項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を**明記し、各個人の確認印を押印するものとする。**  
4 第二項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、次の表の貸付金の種類の欄に掲げる貸付金の借受者で、同表の貸付条件の欄に掲げる貸付条件を付されているものは、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の証明書等の欄に掲げる証明書等の写し又は検査官等の合格を証する成績表の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

貸付金の種類	貸付条件	区分	証明書等
船舶作業省 力化機器等 設置資金 補機関等駆 動機器等設 置資金 燃料油消費 節減機器等	略 機器等が船舶安全法 <b>第六条</b> <b>の四</b> 第一項の型式承認を受 け、同項の検定に合格したも のであること。	機器等が 型式承認を 第九條第四項 受け、検定に 合格したも のである場 合	船舶安全法 第九條第四項 の検定合格証 明書

設置資金 漁船転覆防 止機器等設 置資金 救命消防設 備購入資金 漁船衝突防 止機器等購 入資金 婦人・高齢者 活動資金 漁業経営開 始資金			
--	--	--	--

(事務委託機関)  
 第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く。)の一部を東日本信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

設置資金 漁船転覆防 止機器等設 置資金 救命消防設 備購入資金 漁船衝突防 止機器等購 入資金 婦人・高齢者 活動資金 漁業経営開 始資金			
--	--	--	--

(事務委託機関)  
 第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く。)の一部を千葉県信用漁業協同組合連合会に委託することができる。